

相模原市ユニバーサルデザイン基本指針

(概要版)

～すべてのひとにやさしい都市・さがみはら～

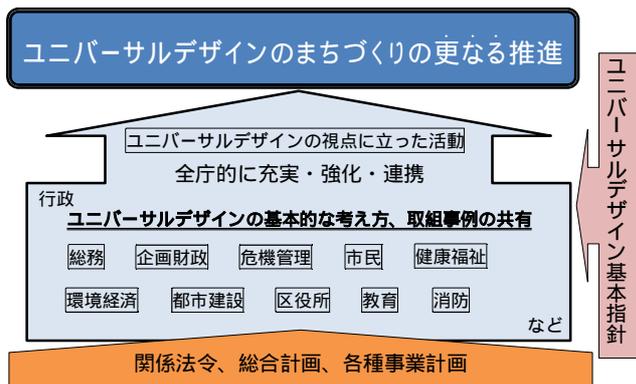


平成27年3月

1. 策定の趣旨

この「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」は、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりの実現を順次図っていくため、市職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を共有し、更には、市の施策や事業に具体的に取り入れていくためのガイドラインです。

《ユニバーサルデザイン基本指針の役割イメージ》



2. バリアフリーとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

出典：障害者基本計画（平成14年12月24日 閣議決定）

ユニバーサルデザイン7原則

1. 誰でも公平に利用できること
誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること
2. 使う上で自由度が高いこと
使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること
3. 使い方が簡単であること
使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること
4. 必要な情報がすぐに理解できること
使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること
5. うっかりミスや危険につながらないデザインであること
ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること
6. 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること
7. 利用しやすいスペースと大きさを確保すること
どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

米国ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター
(1997年)

3. 指針の基本的な考え方

基本理念

すべてのひとにやさしい都市・さがみはら

本市が、ハードとソフトの両面から“暮らしやすい”“訪れやすい”“働きやすい”などというような『やさしい都市』として、“住んでいるひと”“訪れるひと”“働いているひと”などといった『すべてのひと』に感じていただけるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、市の施策や事業を進めることにより、『すべてのひとにやさしい都市・さがみはら』の実現を目指していきます。

基本方針

基本理念の実現に向け、4つの基本方針を踏まえて、具体的な取組を進めます。

基本方針1 すべての職員がユニバーサルデザインの考え方を理解する

ユニバーサルデザインにあふれる市行政を推進していくために、まず、市職員一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解しなければなりません。

そのため、日々の業務に生かしていくことができるよう、ユニバーサルデザインに関する意識の向上を図ります。

取組の方向

学ぶ機会の充実

取組事例の共有

マニュアルや指針等の作成

基本方針2 すべてのひとにやさしい情報・サービスを提供する

すべての人々が、それぞれの必要とする行政情報を簡単に得ることができるよう、様々な媒体の活用や、情報内容についてすぐに理解できるよう、分かり易い情報の発信・提供に心がけます。

また、公共施設での案内や窓口での手続きなどについて、様々な利用者の状態を考慮した、わかりやすく、利用しやすい行政サービスを提供します。

取組の方向

受け手に配慮した案内、サイン

受け手に配慮した文字の使用

受け手に配慮した色使い

受け手に配慮した伝達手段

利用しやすい行政サービス

基本方針3 すべてのひとにやさしいまちづくりを進める

まち全体を一体的・連続的に捉え、環境整備に努めることにより、すべての人々にやさしいまちづくりを進めます。

また、公共施設を新設・改修する際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、様々な利用者の意見等を取り入れるよう努めます。

環境整備に当たっては、全国画一的なデザインを目指すのではなく、実際に利用する人の特性を十分把握した上で、地域性に配慮したデザインを目指します。

取組の方向

公共施設における配慮

市民や事業者に対する取組の支援

訪れるひとの視点

心のバリアフリー

基本方針4 すべてのひとにユニバーサルデザインの考え方を広める

まず、市が率先して、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組み、その事例や情報などを広く発信・PRするとともに、ユニバーサルデザインの考え方や必要性などについて周知することにより、市民や事業者などにおけるユニバーサルデザインに関する理解や取組の促進を図ります。

取組の方向

ユニバーサルデザインを知る機会の充実

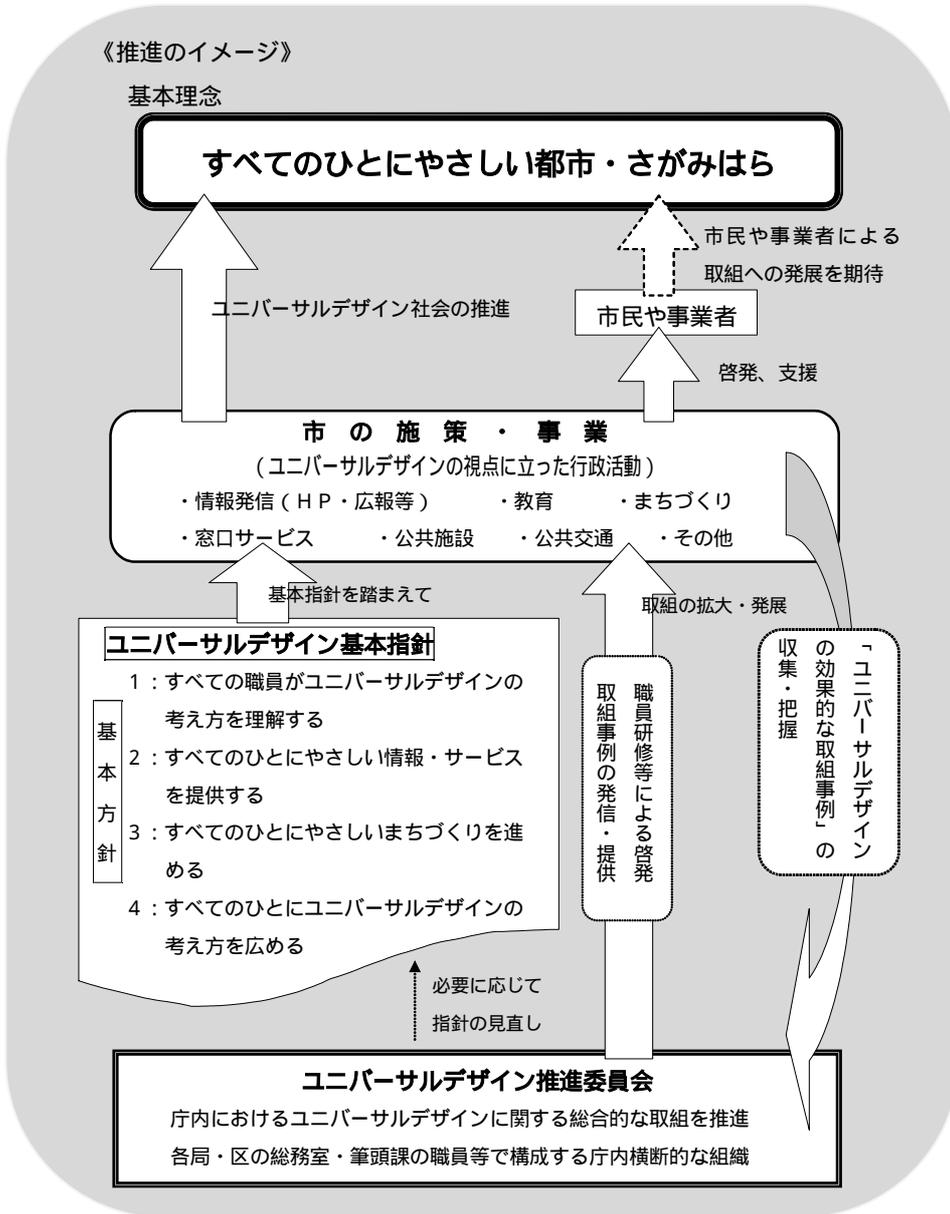
学校教育における取組

市民や事業者に対する取組の支援(再掲)

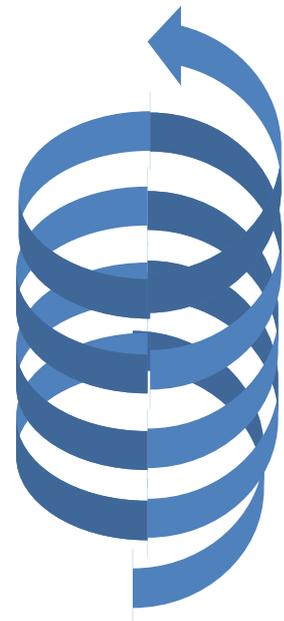
4 ユニバーサルデザインの推進体制

ユニバーサルデザインのまちづくりは、常に利用者の評価を取り入れながら、より利用しやすいものに改善していく継続性が重要であるため、取組全体をスパイラルアップさせ、一層拡大・発展させていきます。

そのため、庁内の各局・区の総務室・筆頭課で構成する「ユニバーサルデザイン推進委員会」が、庁内におけるユニバーサルデザインに関する総合的な取組を推進します。



ユニバーサルデザインの拡大・発展



スパイラルアップ（継続的改善）

相模原市ユニバーサルデザイン基本指針（概要版） 平成27年3月

発行 相模原市 健康福祉局 福祉部 地域福祉課

電話 042-754-1111（代表） 042-769-9222（直通） Fax 042-759-4395

住所 252-5277 相模原市中央区中央2-11-15